

議第61号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市消防団員等公務災害等補償条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「第 5 条第12項」を「第 5 条第11項」に改める。

- (1) 京都市消防団員等公務災害等補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号
- (2) 京都市非常勤職員公務災害等補償条例第10条の 2 第 2 号
- (3) 京都市重度心身障害者医療費支給条例別表第 3 号

(京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部改正)

第 2 条 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「京都市障害程度区分判定等審査会」を「京都市障害支援区分判定等審査会」に改める。

(京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部改正)

第3条 京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、同条第3項中「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、京都市消防団員等公務災害等補償条例等の規定を整備する必要があるので提案する。